

議 答 申 個 第 2 1 号

平成 1 9 年 4 月 1 0 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と日本郵政公社が管理する電子計算機とを結合することについて  
（ 答 申 ）

平成 1 9 年 2 月 9 日付け生収第 6 1 2 号で諮問のあったこのことについて、  
当審議会の意見は、別紙のとおりです。

審 議 案 件	<p>市税収納業務の拡充（郵便振替M T 伝送サービスの導入）に伴い、その収納結果を受信するために、実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と日本郵政公社（以下「郵政公社」という。）が管理する電子計算機とを結合することについて</p>
審 議 会 の 意 見	<p>適当なものと認める。</p> <p>なお、個人情報の漏えい、滅失及びき損等のないようにセキュリティ対策に充分留意するよう申し添える。</p> <p>また、郵政公社は今年10月から民営化されるが、今後、大きな内容の変更がない限り、改めて諮問する必要はないものとする。</p>
審 議 内 容	<p>本件は、市税収納業務の拡充のため、郵便振替M T 伝送サービスを導入することに伴い、伝送されるデータを受信するために本市の電子計算機と郵政公社の電子計算機とを結合することについて、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、オンライン結合をすることにより、市税の収納消込作業の迅速化と事務の合理化が図られること、日本全国の郵便局の窓口や休日でも利用できる専用ATMからの市税の払い込みが可能になって市民サービスが向上すること、郵便局の払込手数料が下がり経費が削減されること及び本結合に係るセキュリティの内容（操作者ごとにユーザーID及びパスワードを設定すること、回線接続は市からのアクセスによってのみ行い郵政公社はユーザーID及びパスワード等を認証した後接続すること、郵政公社との委託契約書の中に個人情報の保護及び情報セキュリティに関する項目を明記すること等）について確認するとともに、慎重に審議した結果、本件の電子計算機の結合に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> <p>なお、セキュリティ対策に充分留意するようという意見</p>

	<p>があった。</p> <p>また、今年10月のMT伝送サービスの導入時には、結合先が郵政公社ではなく民営化後の法人となるが、他に大きな内容の変更がない限り改めて諮問する必要がないことを了承した。</p>
結 合 先	日本郵政公社
審 議 日	平成19年3月2日
所 管 課	市民部 収税課